

(1-貸金)

申立ての趣旨及び紛争の要点

申立ての趣旨

相手方 (☑ら) は、申立人に対し、 (☑連帯して、) 下記金員を支払う。  
金 100,000 円 (下記紛争の要点2の残額)  
☑上記金額 (□のうち 円) に対する平成 (令和) 年 12 月 16 日から  
支払済みまで年 10 %の割合による遅延損害金  
との調停を求める。

紛争の要点

- 1(1) 契約の日 平成 (令和) 年 5 月 15 日  
 (2) 契約の内容 ア 申立人は、  
 { ☑相手方 銅路大介 } に  
 { □申立外 ( ) }  
 返還時期を { ☑平成 (令和) 年 12 月 15 日と定めて }  
 { □定めなくて }  
 第2項の金銭を貸し付けた。  
 イ 特約 利息 □年 % ☑定めなし  
 遅延損害金 ☑年 10 % □定めなし  
 (3) 連帯保証人 (書面による契約) ☑相手方 音別花子

2	貸付金額	利息・損害金の額	支払済みの額	残 額
	120,000 円	0 円 ( . . . まで)	20,000 円 (最後に支払った日 R元 . 11 . 30)	100,000 円 (内訳) 残元金 100,000 円 利息・損害金 0 円

- 3  
返済期限 (平成 (令和) 年 12 月 15 日) の経過  
支払を催促する書面が到着した日 (平成・令和 年 月 日)  
同書面記載の支払期限 (平成・令和 年 月 日) の経過  
相当期間 (平成・令和 年 月 日) の経過

4 その他の紛争の要点

記載例と解説

「申立ての趣旨」には、あなたが希望する解決の内容を記載します。

- 相手方が2名以上の場合は、「(□ら)」と「(□連帯して)」に☑を記入してください。  
 ・ 請求金額の総額を記載します (紛争の要点2の「残額」欄と同じ金額が記載されることになります。)  
 ・ 請求金額の総額に利息や損害金が含まれている場合、(□のうち 円)の欄に☑と元金額を記載してください。  
 ・ 遅延損害金を請求する場合は、□に☑と記入し、その起算日と利率を記入します (遅延損害金の請求をしない場合は何も記載しません。)

「紛争の要点」には、申立ての趣旨を理由付けるあなたの言い分などを記載します。

- 1(1) 契約した日を記入してください。  
 (2) 契約の内容を記入してください。  
 ア 「お金を貸した相手」、「約束した返還時期」を記入してください。  
 ※ 「申立外」の欄は、相手方以外の人にお金を貸した場合に、☑とその人の名前を記入します。  
 ※ 返還期限を定めなかった場合、一般的には「支払を催促する書面」を内容証明郵便で送付するなどして支払期限を定めます。催促の内容は、下記の「紛争の要点3」に記入します。  
 イ 「利息と損害金の約束」の内容を記入してください。  
 ※ なお、利息の請求は、原則として貸主と借主との間に利息に関する合意が存在しなければ請求できません。  
 (3) 相手方が連帯保証人の場合は、☑と相手方の名前を記入してください。

- ・ 「貸付金額」欄には、貸したお金の合計を記入してください。
- ・ 「利息・損害金の額」欄には、利息・損害金の合計金額と、いつまでの分の利息・損害金なのか、日付を記入してください。
- ・ 「支払済みの額」欄には、今までに相手方から返済を受けたお金の総額と、最後に返済を受けた日を記入してください。
- ・ 「残額」欄に記載する金額は、(貸付金額)+(利息・損害金の額)-(支払済みの額)＝「残額」となります。また、その内訳として「元金の残額」と「利息・損害金の残額」を記入してください。※この欄の「残額」は、申立ての趣旨の金額と同じ金額になります。
- ・ 返済期限を定めてお金を貸した場合は、☑とその期限を記入してください。
- ・ 相手方に対し、配達証明付きの内容証明郵便により請求した場合は、郵便が配達された日を記入してください。
- ・ 内容証明郵便に支払期限を記載している場合は、☑とその日付を記入してください。
- ・ 内容証明郵便に具体的な支払期限を書かなかった場合は、☑と相当な期間の最終日を記入してください。

その他の紛争の要点には、紛争の背景やこれまでの交渉経緯などを自由に記載してください。

- (記載例)  
 ・ 相手方は、申立人に令和〇年〇月〇日までの返済 (支払い) を約束したにもかかわらず未だ支払をせず、支払遅延の理由があいまいなため、調停の席上で遅延理由を再確認し、解決をはかりたい。  
 ・ 相手方が借りたこと (保証したこと) について争っている。  
 ・ 申立人と相手方とは隣近所 (友人同士) であるため、話し合いによる円満な解決を強く希望する。  
 ・ 申立人は相手方と令和〇年〇月〇日及び同年△月△日に本件解決のため話し合いを行ったが、申立人の主張する「・・・」の点と相手方の「・・・」という主張とが食い違い、解決に至らなかった。